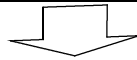


# いじめ対策基本方針

宮古島市立 伊良部島小中学校

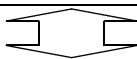
いじめ防止の取り組み方針
①一人ひとりの児童等が安全で安心して自己実現できる学校をめざす。 ②児童等が主体となり、いじめのない学校をめざすことができるよう指導・支援をおこなう。 ③どんな学校でも「いじめは起こりうる」という認識のもと「未然防止」「早期発見」の対策を組織として機能させ、全職員で共通理解と実践に取り組む。(年度当初に校内研修の実施) ④いじめが発生した場合、「いじめの対応」について早期解決できるよう、保護者、地域や関係機関と連携し迅速に対応する。 ⑤相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一人ひとりの状況を把握する。(毎月の問題行動調査による全体把握)



児童生徒支援委員会 (いじめ防止の組織)	家庭との連携
校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター (必要に応じて担任、関係機関) (小中一貫した情報共有と対応)	①子供のストレスに気づくような啓発活動を行う。 ②子供の頑張りを認めて褒める ことや、いけない行為は毅然とした態度で叱る。 ③ネットモラル等の啓発と協力
①いじめの未然防止体制の整備 ②いじめの状況把握及び分析 ③いじめを受けた児童等、保護者への 相談、支援 ④いじめを行った児童等への指導と保護者への助言 ⑤いじめに関する校内研修の実施計画 ⑥その他いじめ防止に関わること ⑦原則として毎週1回の委員会と必要に応じて開催	地域との連携
	①地域行事等への子供の参加、学校行事等への地域の方々の招待等の連携を図る。 ②地域防犯、青少年健全育成、団体と連携し挨拶運動や声かけ夜間パトロールを行う。



いじめの防止	いじめの早期発見	いじめに対する措置
児童等指導の4機能を教育活動の中に取り入れ、児童等が主体的にいじめをなくす活動を推進する。 ①児童等がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団作りに努める。 ②児童等の実態に応じたわかる授業の推進、安全で安心した学級経営、人権、道徳、教育等を通して他を尊重し規範意識を持って行動する学習を深める。 ③教育相談やスクールカウンセラーの活用など相談活動の充実させ、児童等理解に努める。 ④常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して改善を図る。	学校・家庭が連携し実態把握に努める。 ①児童等の声に耳を傾ける (アンケート調査、個人面談 記録等) ②児童等の行動を注視する。(チェックリスト、授業や休憩時間、放課後の活動など) ③保護者との情報を共有する。(通信、電話連絡、学級懇談会、家庭訪問等) ④教育相談 (定期相談、チャンス相談、相談箱の設置) の充実を図り児童等に寄り添って実態を把握する。	詳細な事実確認に基づき迅速かつ丁寧な対応を行い、問題解決をめざす。 ①いじめられている児童等や保護者の立場に立ち、詳細に事実確認を行う。 ②学校全体で組織的に対応する。 ③校長は事実に基づき児童等や保護者に説明責任を果たす。 ④いじめる児童等には善悪の理解させ、反省と謝罪をさせる。 ⑤法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談し協力を求める。 ⑥いじめ解消後も保護者と連携をとり指導・支援を行う。



教育委員会等との連携	保護者への連絡・支援	懲戒等の行使
①いじめにより重大な事態が発生した場合は速やかに教育委員会に報告し、その後の対応を相談する。児童等や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。 ②いじめの行為が犯罪行為であると認められるときは、警察と連携して対処する。重大な損害が生じる恐れがある場合は直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。	①いじめが確認された場合は、速やかに保護者に事実関係を伝える。 ②いじめを受けた児童等と保護者に対して支援する。 ③いじめを行った児童等とその保護者に対して助言を行う。	教育上必要があると判断した場合は生徒に対して懲戒を加える。ただしいじめには様々な要因があることに鑑み、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童等が自らの行為を理解し健全な人間関係を育むことができるようにする。